

## 大阪市告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月23日

大阪市長 横山英幸

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ABC-MART梅田ビル

大阪市北区茶屋町1番27号

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

#### (3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社エービーシー・マート	午前10時00分	午後9時00分
H&M Hennes&MauritzJapan KK エイチ・アンド・エムヘネス・ アンド・マウリツ・ジャパン 株式会社	午前10時00分	午後10時00分
ミスタークイックマン株式会社	午前10時00分	午後9時00分
株式会社ファミリーマート	午前8時30分	午後10時30分
株式会社大創産業	午前10時00分	午後10時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社エービーシー・マート	午前10時00分	午後 9 時00分
H&M Hennes&MauritzJapan KK エイチ・アンド・エムヘネス・ アンド・マウリツツ・ジャパン 株式会社	午前10時00分	午後10時00分
ミスタークイックマン株式会社	午前10時00分	午後 9 時00分
株式会社ファミリーマート	午前 8 時30分	午後10時30分
株式会社大創産業	午前 9 時00分	午後10時00分

(4) 変更年月日

令和 7 年 5 月 1 日

2 届出年月日

令和 7 年 4 月 25 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビルO's棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年 5 月 23 日(金)から令和 7 年 9 月 24 日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日(水)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)